

## 第7～9回グループ討議における意見要約 &lt;グループA&gt;

## 1. 市民参加条例策定において大事にするべき考え方

- ・市民が幸せになる条例案をつくっていく。
- ・条例に魂を入れる。
- ・市民と行政職員が対等につき合い、一緒に考えていく。

## 2. 市民参加に関する基本的な考え方

- ・職員によって市民参加に対する考え方が異なる。
- ・全庁的な考え方の統一が必要。
- ・「主権者」の「ご意見」であることを意識したきちんとした扱いが必要。
- ・市民参加をガス抜きにしないための市民意見反映結果の明示が必要。

## ○スタート時の市民ニーズ把握

- ・市民のニーズをスタート時に適切な方法で行うことが必要。
- ・市民と市役所の人との対面での対話や意見聴取が必要。
- ・市政モニター等既存の手法はうまくいかない。

## ○市民参加の手法

- ・参加の手法を提示し、最初から茅ヶ崎市にあった方法を取り入れるべき。
- ・18条をどのように守るのか行政が示すべき。
- ・市民に寄り添う形で市民集会を行っていききたい。

・既存市民参加手法の市民意見の反映方法を明確化させることで、市民参加の形骸化を防ぎたい。

(例：パブコメの意見採用基準を作る)

## ○公平な情報提供

- ・情報を伝えることも行政の業務である。
- ・選択できる情報を提供することが必要。
- ・既存の方法では情報公開収集ができておらず、アンケートの取り方等にも問題がある。

## ○新しい手法について

- ・茅ヶ崎らしいやり方が必要である。

## ○新しい公共

・「新しい公共」を意識して、市政に参加するだけでなく参画する意識を持ってほしい。

・条例の中に新しい公共を取り入れることで茅ヶ崎らしさを出したい。

## 3. 市民参加の各手法

## 3-1. パブリックコメントについて

## ○現状と問題点

- ・意見が一方通行。→ 双方向の情報交換のパブコメへ。
- ・パブコメを出しても自分の意見がほんとうに取り入れられているのかどうかも

- よくわからない。意見採否の基準が不明。
- ・パブコメをやるのが目的になってしまっている。アリバイづくり。
- ・パブコメから何が課題として見えてくるのかという見方をしない。課題が深掘りできていない。
- ・協働でつくったものに対しては、意見は少ない。
- ・パブコメがたくさん出るということは、ある見方をすればそれは非常に市民参加が進んでいるといういい例の一つとして考えられるが、逆にいえば、あまりにも市民目線で見るとおかしい提案しか提示されてこないという、良い面、悪い面と両方ある。
- ・法律上、細かい規定がない。地方公共団体は義務感からパブコメを行っており、それをどうする方法で、どう料理するかという工夫に欠ける。
- ・募集時の採否基準が不明瞭であり、市民参加ができていなければその基準も役に立たない。
- ・市と市民に距離が生まれる。

#### ○対応の方向・参考事例

→パブコメをスタート時点にも実施する。

(2. 市民参加に関する基本的な考え方のスタート時の市民ニーズ把握へ)

- ・内容について十分に説明する。
- ・イギリス 議員が市民を回って説明し、市民の意見を集める
- ・我孫子市 予算について市民からの意見を集め、修正して事業をつくる
- ・石狩市 市民参加マニュアル担当課が市民サイドに立ち、各課のパブコメ内容を市民の代表としてチェック(公表権)
- ・パブコメに代わる形で市民ニーズを把握する手法を事業スタート時に行い、その後にテーマを決めた討論会、協議会などをすべき。
- ・パブコメにリターンマッチ制度や専門家の関わり等を盛り込みたい。

#### 3-2. 市民討議会について

- ・市民討議会の討議会の参加者抽出方法、取り入れられた手法等が適切でない。
- ・自治会、市民討議会等が意見収集の場として機能していない。
- ・審議会との住み分けがよくわからない。
- ・日本の文化、自治の蓄積等に合わせた方法をとるべき。
- ・謝礼の支払いについて検討の余地がある。

#### 4. 今後の進め方

- ・ワークショップに参加していない市民に対する情報提供、PRを考える。

\*太字ゴシック：第7、8回ワークショップの意見要約、

網掛け下線字：第9回ワークショップの意見要約、

取り消し線：第7回の意見が第8回にて昇華・整理されたもの

第9回 「市民参加条例」策定に係るワークショップ グループ討議 模造紙

グループ名

メンバー名

有竹さん、蔵前さん、幸村さん、佐々木さん、濱田さん、濱村さん、長嶋さん、廣瀬さん、村上さん、堤さん、白鳥



今後の進め方

既存個別手法

これまでやってきた市民参加手法における意見の扱いの保障。

市民参加の形式化への対抗策。

手法によって市民の意見の取り入れ方がまちまち。

これまでの手法で補足が必要なものを検討することが必要。

既存手法について基準の明確化などの補足が必要。

例：パブコメ採用基準を作る。

次回、既存個別手法と新しい手法を1回でまとめる。

新しい手法

条例の中での位置づけを、茅ヶ崎らしさにしたい。

茅ヶ崎らしいやり方とは？

これまでと違い、市政に参加するだけではない。

市民参加の考え方をアウトラインとしてまとめる。

新しい公共

【次回話したいこと】市民参加へのNPOの関わり。

NPOに寄付することは、市民参加なのかどうか。

主催者の意見であることを意識したきちんとした扱いをすべき。

市民参加をガス抜きにしないためにどのように反映したかを明示。

Aグループで考える市民参加とは、についてグループでの合意をしたい。

確認事項

スケジュールを一つの様式にまとめて書いて改定して行ってほしい。

たたき台でなく、検討資料・試案といった名称を使うべき。

環境基本計画の例を参考に、担当課と市民がよく話し合うことが必要。

ワークショップの時間が少ない。短期集中で深い検討をする必要あり。

11回、12回は午後長くやるようにしたい。


情報共有方法の統一

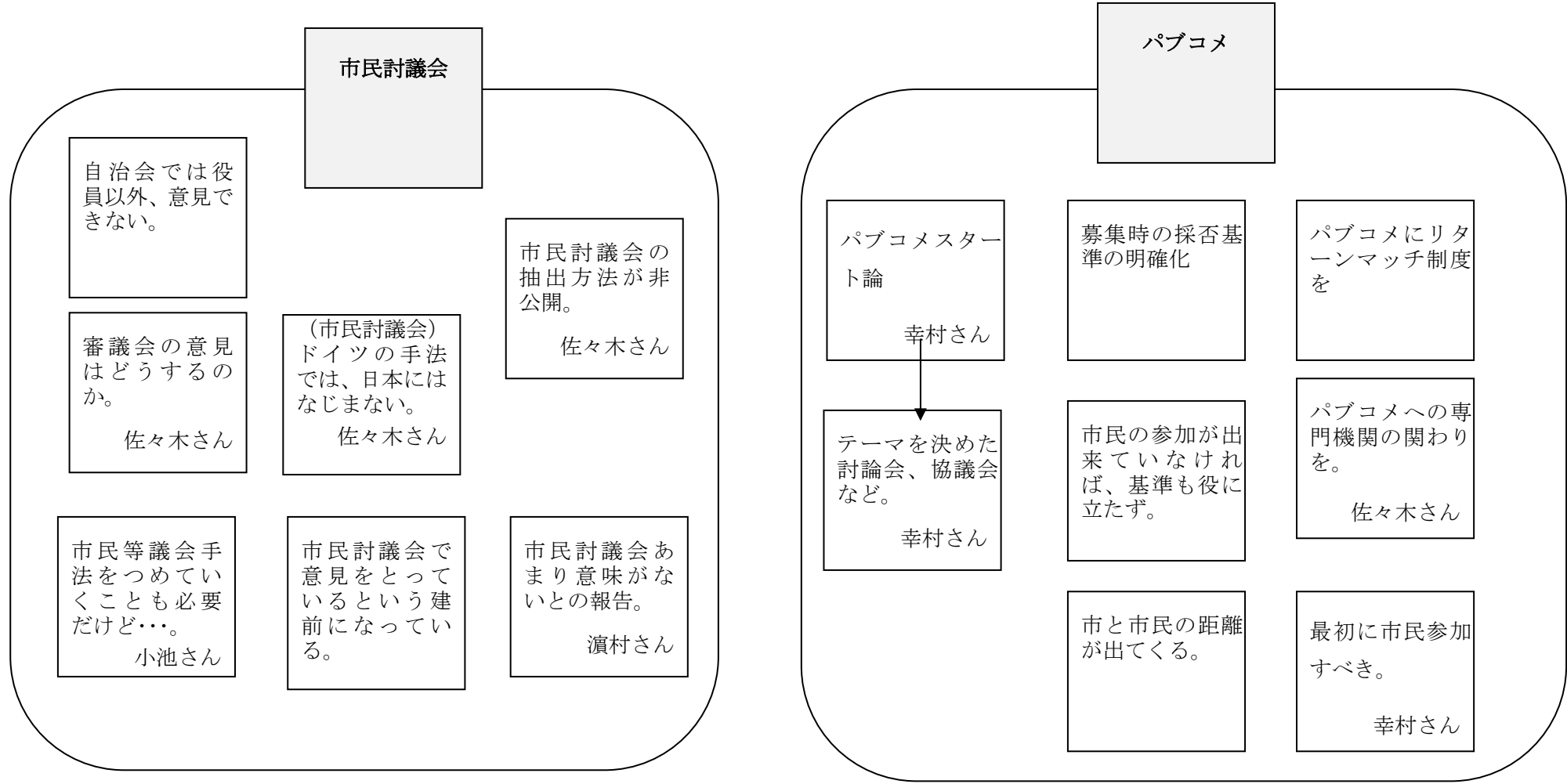
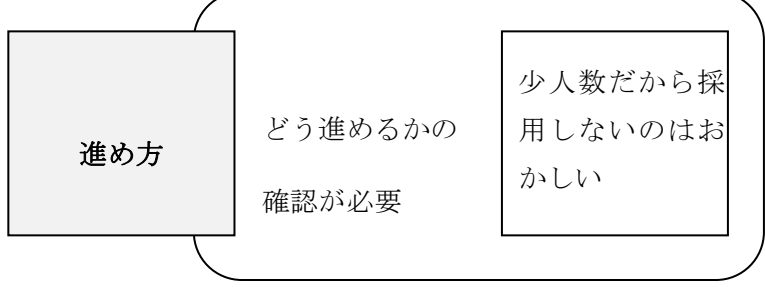
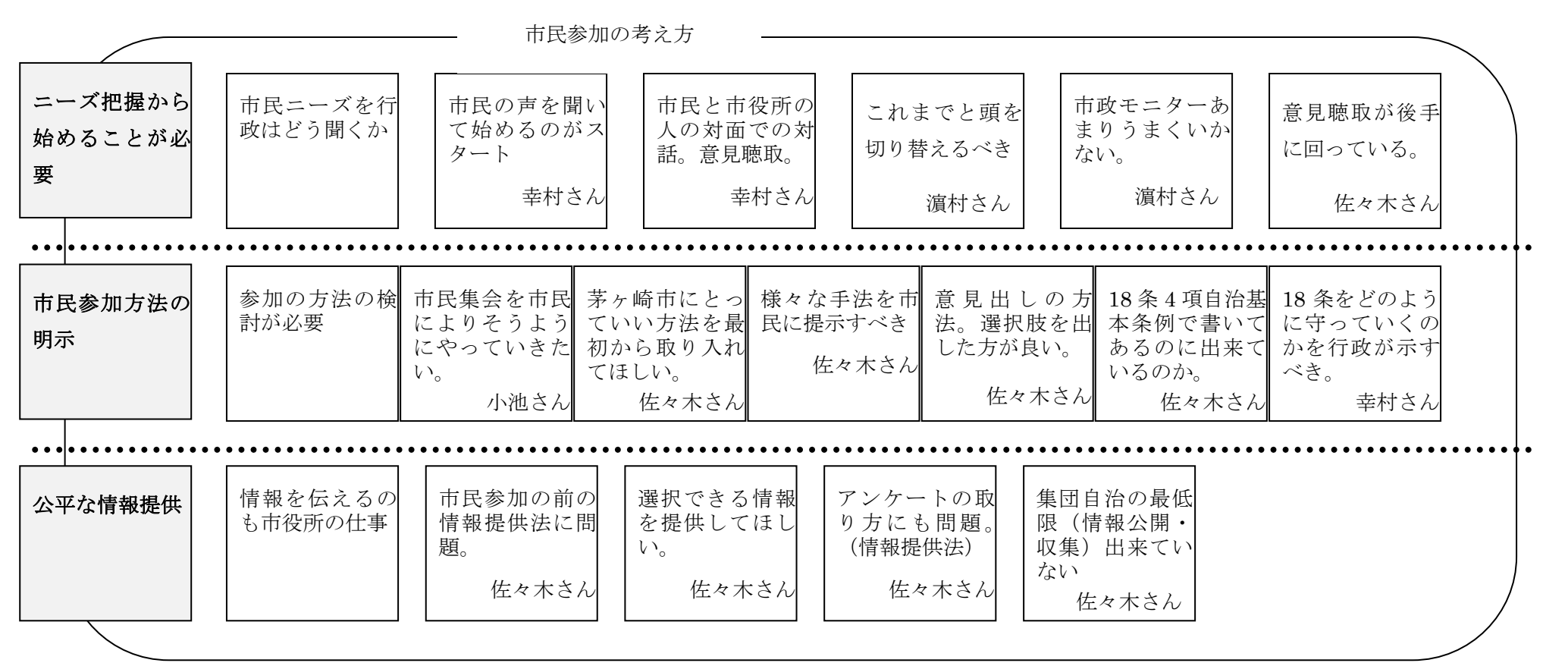
市民の意見として提出した資料を公式な記録として残してほしい。

市民の意見の資料は、行政に提出して全体での共有が必要。


未成熟情報の件を全体で共有すべき。

# 第8回 「市民参加条例」策定に係るワークショップ グループ討議 模造紙

グループ名	メンバー名	
A	有竹さん、蔵前さん、幸村さん、佐々木さん、濱田さん、濱村さん、長嶋さん、廣瀬さん、村上さん、白鳥	



第7回 「市民参加条例」策定に係るワークショップ グループ討議 模造紙

グループ名	メンバー名	
A	有竹さん、蔵前さん、幸村さん、佐々木さん、濱田さん、濱村さん、長嶋さん、廣瀬さん、村上さん、白鳥	

大事にするべき考え方

市民が幸せになる条例。

条例に魂を入れる。

市民と行政の歩み寄り  
任せきりではなく。

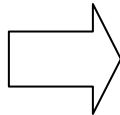
全庁で統一的な考え方・ルール

職員によって考え方が異なる。

→全庁的な統一が必要。

パブコメ

意見が一方通行。



双方向のパブコメへ。

問題点

対応の方向・参考事例

パブコメの進め方、実効性に疑問。

アライバイづくり。

内容についての十分な説明を。

イギリス  
議員が市民を回って説明。

ヨーロッパの直接民主制が参考。

意見の反映状況が不明。

意見採否の基準が不明。

パブコメをスタート時点で。

我孫子市、好事例。


課題を深堀できない。

意見を料理する工夫に欠ける。

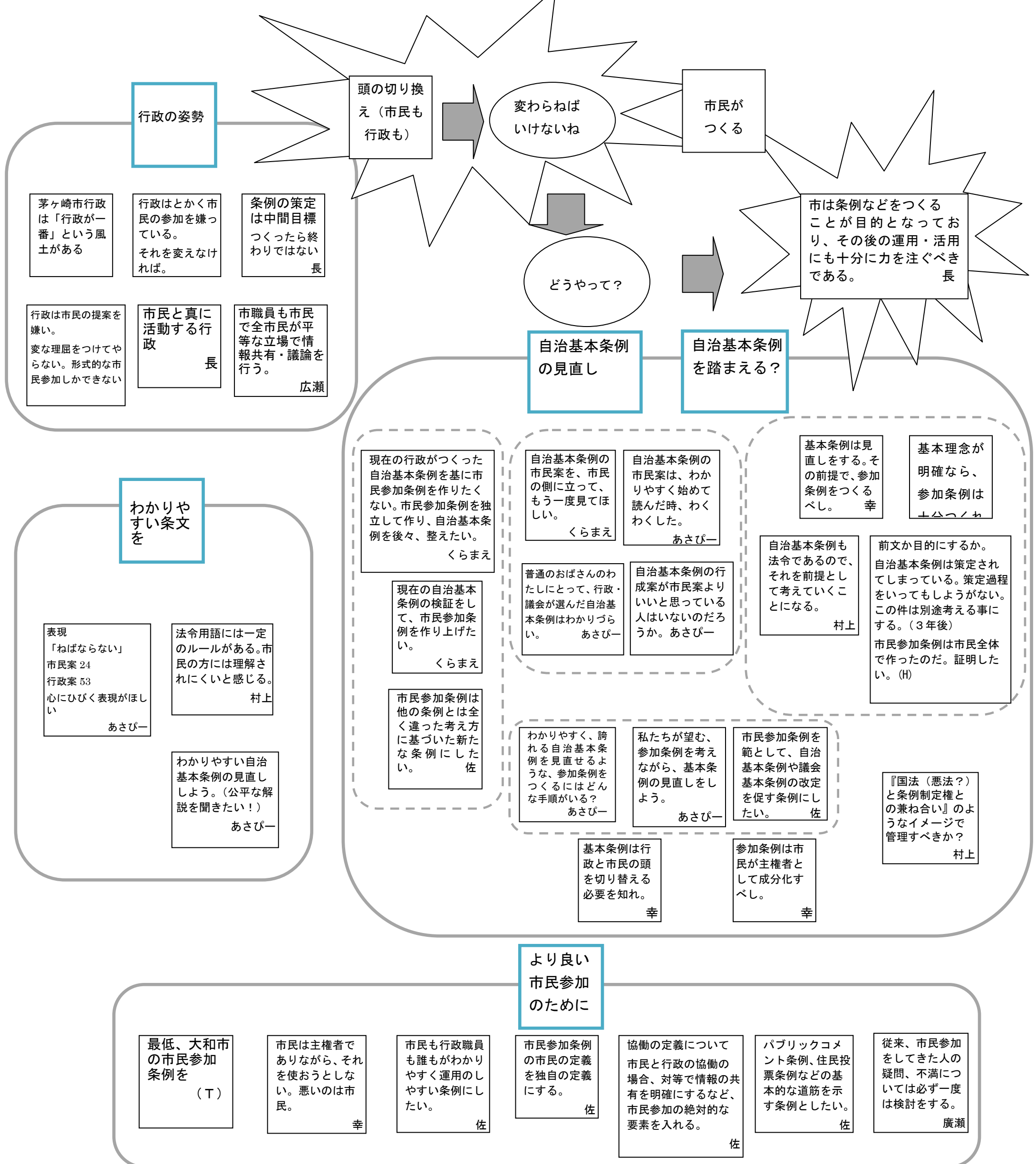
住民手続き法の義務に従うのみ。

石狩市 市民参加マニュアル 担当課がチェック。(公表権)


第6回 「市民参加条例」策定に係るワークショップ グループ討議 模造紙

グループ名	メンバー名	
A	有竹さん、蔵前さん、幸村さん、佐々木さん、濱田さん、濱村さん、長嶋さん、廣瀬さん、村上さん、白鳥	

A 市民参加条例は市民が創る！！



第3回 「市民参加条例」策定に係るワークショップ グループ討議 模造紙

グループ名	メンバー名	
A	さささん、さのさん、ハマさん、アサさん、シロさん、村上さん、広瀬さん	

課長に怒られたらオレにいえ

市民参加の考え方

**参加と協働**

市民参加と協働の位置づけがあいまい (サ)

参加だけでなく、協働も一緒に議論する (H)

WSについて

条例策定というテーマにワークショップという手法は似合わない (サ)

**より多くの参加を促す努力**

このワークのこと大々的に市民に知らせる努力を！ あさびー

多数の市民が参加できる環境づくり広報参加したくなる仕組み 広セ

多数の市民の参加を得ることができていない 村上

初めて参加する人の意見も大事 白鳥

具体的にどうやってみたい？ そのサイレントマジョリティーの声を あさびー

「市民に知らせる努力」のひとつクワタ君の垂れ幕のとなりにただ今市民…ワーク開催中の垂れ幕を あさびー

サイレントマジョリティーの意見を聴きたい 村上

**市民・行政の意識の違い**

ワークの中で「市民参加」の定義がどう違っているのか明記してみよう あさびー

「市民参加」の定義（見方、考え方、感じ方）が市民と行政は違う気がする あさびー

市民参加は市民に政策提案を位置づける (H)

職員と市民の意識の違い。どこまで条例策定にかかわれるのか sano

**情報**

市民参加を行うにあたって、情報公開が不十分 (サ)

**あり方**

参加を十分に得る ↓ スピード感のある行政執行 村上

納得度、効果の高い取り組みに段階的に発展 白鳥

茅ヶ崎市民はうるさいので、おとなしくしてもらおう市民参加条例をつくろうとしているの？と他県の人に聞かれた あさびー

行政の考え方として市民参加はするものを前提とする 広セ

市民・行政は対等な立場で十分な意見交換が必要 広セ

**意見の反映**

意見集約が見えない 基本条例のことがあるから (H)

今回のWSで出された意見が、どう条例に反映されるのか sano

会議で出た意見 条例策定への反映のされ方が不明 (サ)

意見は出しっぱなしではない → 今から始めよう。その策を提案しようね あさびー

市民提案の骨子（骨抜きにされたと思われる）を、このワークの中で復習する時間を設けて あさびー

**職員を活かせ**

担当職員は切に市民が望む条例のために動いて、出世してほしい あさびー

少しだけでも今日、職員の方と同じテーブルで話せてよかった あさびー

タカ君、村君 広君 … 出世してね ともに あさびー

計画づくりなどについては、市民が中心、行政がフォロー、ただし、その前提として、互いの性質を十分理解していなければならない 広セ

職員が安心して発言できる 保証を… あさびー

**情報**

会議に必要な情報が十分に得られない (サ)

**正確な記録を**

ニュースの作り方が分からない (H)

模造紙でなく、メモは録音すること (H)

2回目の記録からコント？が消えてるのはなぜ？ あさびー

なんで黒地のコピーが配られたの？ きれいにするわかりやすくなる努力はしないの あさびー

市政及び行政活動への市民参加について不満を感じていること  
(この不満が解消するような「市民参加条例」を作りたい!)

1. 市政への市民参加に対する不満や課題 (行政活動全般)
  - (1) 自治基本条例制定過程にみられる市民参加無視と否定と行政独断専行体質
  - (2) 有言不実行体質=市民目線といいながら市民目線を持たない組織
  - (3) 自浄努力が働かない組織と職員
  - (4) 管理サイクル (Plan・Do・Check・Action) が働かない組織と職員 (行政経営はありえない)
  - (5) 企画・立案能力は外部とりまきコンサル任せの事業推進能力
  - (6) 市民の企画力・実行力を信頼しない、もしくは恐れる行政組織 (隠そう体質)
  - (7) 庁内で指針や方針書を沢山つくるけれど (市民参加推進基本方針、パブリックコメント手続き指針等)、一向に定着しないし守られない (よって市民は不幸な参加しかできない!)  
ex:市民参加推進基本方針の中の①電子会議の推進、②職員の意識改革等 ⇒ 全く進まず!
  - (8) 茅ヶ崎市自治基本条例は「常設の住民投票制度 (議会の議決不要な制度で)」が設けられていない。市民主権にそぐわない条例である。早期に追加すべきだ
  - (9) 新しい公共の基軸で公共を民が担う時、事業資金を支援する市民ファンドに市民が出資する行為は市政に対する市民参加行為となるか? (市民参加条例の及ぶ範囲での行動になるか?)
  - (10) 信念と実行力がない首長とそれを取巻く幹部職員
2. 現状の市民参加に対する不満や課題
  - (21) 現状は『市民不在=実質的市民不参加=市民の存在無視』状態なり
  - (22) 見かけ上、制度的には「P/C (パブリック・コメント)」のみ (プロセスの最後に形だけの意見聴取のみ) 行政のアリバイ作り程度。市民参加指針なども行政の一方的な考えで作ったもの
  - (23) P/C市民意見も「てにおは」修正以外は殆んど不採用となる (市民意見採用率など行政は関心外の話)。市民意見採用率の推移を知ろうともしないし、公表もない
  - (24) P/C市民意見の行政内の取り扱われ方 (誰と誰が読んで、誰が何をどう判断して、誰と誰が評価して、誰が関係部署と協議して、意見の採否を誰が評価して、それを誰が決裁して行政の結論とするのか。首長に結果を報告するのか、しないのか、P/Cの中で果す『市民が選んだ首長』の役割は何なのか、その役割が行使されているのかいないのか等) がすべて闇の中なのが現状。即ち「ヒ・ミ・ツ」=市民意見を受ける行政側のプロセスは一切「ブラックボックス」だ。これでは自治基本条例の下で、主権者は誰か? 奉仕者はどっちか? ⇒ 頭の切替えを要す
  - (25) P/Cが行政の市民への説明責任の「隠れ蓑」になっていて、P/Cをやれば説明責任を果たすと自己弁護する傾向がある
  - (26) P/Cが特定時期に集中し、市民側の対応能力を超える傾向が強くなっている。行政の中にそれを平準化する責任と権限を持つ部署がない (北海道石狩市の市民参加手続きマニュアルを参考) 「市民に市政情報を提供する専門課」を設けよ
  - (27) P/Cへの参加市民が少なすぎる。P/C市民登録制度を設け、市民参加を促せ
  - (28) P/Cへの参加市民が少なすぎる。転入市民に戸籍窓口で市民参加を促せ
  - (29) P/Cへの参加市民が少なすぎる。P/C市民登録制度を設け、成人式で市民参加を促せ
  - (30) P/Cの行政回答に不満があってもリターンマッチを挑む制度がない。市長への手紙ルートを使ったが返事は担当課 (役職担当不明) から来た。市長への手紙は市長が直接答えるとPRしている



- るが、これも有言不実行の例の一つ。条例に主権者の参加の権利を擁護する制度があるべきだ
- (31) 市民が主権者として、政策を提案する制度がないのは片手落ちである。主権者としての市民政策提案制度を設けるべきだ
  - (32) 行政活動に市民が参加すること自体、「行政（お上）がウエ、市民（下々）はシタ」の発想だ。自治基本条例の下での市民参加は、『市政』に市民が主権者の権利として参加し、市民の負託にこたえる執行機関（の行政）と協働する場であるという考え方を共有すべきだ（これが頭を切替えるべきだという理由である）
  - (33) 自治基本条例下での市民参加は、『市政』に市民が主権者の権利として参加し、市民の負託にこたえる執行機関と協働する場という考え方を市民と行政双方が共有し、これを市民参加の大原則にすべきだ
  - (34) 市民参加条例のたたき台とするというH15年に行政が作った市民参加推進基本方針は、自治基本条例制定前作成のもので市民主権の思想が織り込まれておらず、たたき台には不向きだ
  - (35) P/Cの実施に際し、市民が内容を充分理解できる情報や資料が同時に配布提供されたことは皆無で、P/C実施の原則が守られたことがない（P/Cの形骸化）
  - (36) 現在のP/Cは、市民不参加で作られた行政案が最後にP/Cで市民に公示される。期限とコストを考えれば変更したくない最悪の状況の中でP/Cになる。市民意見が採用され得ない条件を解消しないと市民意見は水泡に帰す。「案件の早い段階からの市民意見の打診機会」を担保すべき
  - (37) そもそも、現在のP/Cの仕組みは、行政が一方的に作り、市民に押し付けたもの。P/Cは必要だがそのやり方は原点から考え直すべきだ（36）と連動
  - (38) 審議会等の委員公募に際し、選考委員会を行政単独で非公開に行っているが、市民参加の対象にすべきだ
  - (39) これだけ多様化している市民ニーズを行政が的確に把握する仕組みが欠落。旧態依然で進歩がない。情報システムの発達が市民ニーズ把握に有効に機能しない現状は怠慢。他市を見習え（長野県飯田市では、市長への手紙で政策提言ができる仕組み）
  - (40) 市民の声を聴くことは、競争社会で鍛えた創造的意見を無競争世界の行政に新しい風を吹き込むということだ。都市間競争に生き残るには貴重な民意に耳を傾けることだ
  - (41) 市民相談課に寄せられる市民の相談案件は市民ニーズそのものだが、その内容や動向を行政内で共有して政策を論議しているとは思えない（縦割り弊害の象徴でないか？）
  - (42) 市政モニター制度は市民参加に値すると思うが、折角の制度がその機能を十分果たしているか不明だ。参加のアリバイになっていないか。形骸化しているなら改めよ
  - (43) 市民個人の要望・苦情も市民ニーズと捉え、市民参加の一環として扱え。市民参加ファンが増えるきっかけにもなろう（横須賀市はボイスバンクに蓄え、庁内で共有している）
  - (44) 政策・施策の構想段階でのP/Cが皆無。白紙段階での市民意見聴取の努力があつてしかるべきだ
  - (45)
  - (46)
  - (47)
  - (48)
  - (49) 新しい公共の基軸で公共を民が担う時、事業資金を提供する市民ファンドを創設した時に、これに賛同した市民が出資する行為は、市政に対する市民参加行為となるか？（市民参加条例の及ぶ範囲での行動になるか？）

3. 自治基本条例パブコメに寄せられた「市民参加」への市民意見 20件

(出典：茅ヶ崎市HP)

- (50) 192 市民参加で提出された意見等を、多角的、総合的に検討することは是非とも必要だ
- (51) 193 基本条例の中に特定の市民参加方法を記載する意味はない。参加条例で規定すればよい
- (52) 194 193に同じ
- (53) 195 193に同じ
- (54) 196 193に同じ
- (55) 197 施策決定過程や評価にも市民参画の機会を作ることを規定する  
市民参加条例は、市民の権利としての位置づけを明確にすること  
参加方法にパブリックインボルブメントを取り入れたい  
市民が政策の推移、問題点、解決策を知り、それを理解できるシステムを用意する
- (56) 198 (基本条例でなく)別条例で制定する方が、多くの市民参加手続を規定できるほうがよい
- (57) 199 市民参加は市民の権利として位置づけ、男女共同参画、子ども・障がい者の参加も明記
- (58) 200 男女共同参画、子ども・障害者の参加も明記する(人として平和な社会に生きる権利から)
- (59) 201 男女の参加の機会均等、子どもや障がい者などの参加機会の確保を条文に入れる
- (60) 202 16条市民参加は、「市民の権利」としての位置づけが明確でない
- (61) 203 16条4項の「意見・提案等の多角的、総合的な検討による市政への反映」の条文では、行政の判断根拠が不明確なため、事案毎に行政の具体的な説明を市民に行う規定を求める  
(市民意見の行政内での取扱いプロセス、判断基準等の明確化と開示を求めている。幸村記)
- (62) 204 パブリックコメント(1)~(3)は、市民検討委員会案を採用してもらいたい
- (63) 205 白紙からの市民参加が大原則である。現在のパブコメはアリバイ作りに等しい。仕組みを替えよ
- (64) 206 市のパブコメの定義が間違っている。「寄せられた市民意見に対する市の考えを明らかにする」ことではなく、「市民からの有益な意見等を考慮して市の意思決定をすること」である
- (65) 207 市民参加の意義、市民意見の尊重 とは何かを明確にすべき。市民、住民、団体の関係等を整理すべきだ
- (66) 208 十分な情報が市民に提供されるよう規定してほしい
- (67) 209 不特定多数の市民の意見を総合的に聴取するシステムの検討に努めてほしい
- (68) 210 この条例(自治基本条例)のポイントは、市民参加である。市民の声なき声を吸い上げられる市民参加の仕組みを慎重に検討してほしい
- (69) 211 (1) 市は、計画・政策等の企画立案の段階から市民の参画を求め、両者が協働で事業等を推進することを原則とする  
(2) 提出意見等の反映状況を統計的に公表しなければならないことを規定する
- (70)
- (71)
- (72)
- (73)
- (74)
- (75)

茅ヶ崎市行政活動への市民参加条例(市民案1)

市民参加条例  
 青字=茅ヶ崎市(W5事務局提示項建て案)  
 3/21WS 資料 5-2

条例で定めるべき市民参加の具体的な仕組み	
(A)	行政活動に市民が参加できる仕組み
(B)	行政活動に市民が自発的に提案できる仕組み
(C)	行政活動への市民意見反映が見届けられる仕組み

章	条	名称	分類	項
1	基本的事項			
	1	目的		別紙
	2	定義		市民 市の機関 市民参加(市民参画) 市の施策の企画立案(P)、実施(D)、評価(C)、改善(A)の各過程に 市民が主体的にかかわり、行動すること。(P=PLAN D=DO C=CHECK A=ACTION) 協働
	3	基本原則	A	平等な参加(意見を述べる、提案する)機会が保障されること 市民が述べた意見等の検討、反映結果が明らかにされること 市民と行政の役割の理解と尊重 (パートナーシップ) 市民と市の情報共有 多様な価値観の公平性 政策形成等のできるだけ早い時期からの市民参加
	4	市民の役割と責務	A	市政への関心を高め、自主的・自発的に市民参加する 自らの発言と行動に責任を持って市民参加する 市民は個人の利益を図るよりも全体の公共的利益を考慮する
	5	行政の役割と責務	A	市民に情報を提供し、市民参加の機会を積極的に設ける 市民に対し市民参加の結果を含めた説明責任を果たす 市民の意向(ニーズ)を的確に把握し市の施策に反映する
	6	議会の役割と責務	A	市民との協働による政策提案を積極的に進める 議会活動への市民参加を促進し市民に開かれた議会を運営する
	7	制度の改善	A~C	随時の見直し
2	市民参加の方法と仕組み			
	8	市民参加の対象	A	基本計画・基本構想 市民に課す義務・権利の変更 基本方針的条例制定 市民生活への重大影響事案 重要施設の建設・計画 以上の外市が適当と認める方法 重要条例の制定改廃 対象外事項の対象事項可の扱い
	9	市民参加の時期	B	適切な時期に1つ以上の方法で実施 複数手続きによる実施の規定
	10	市民参加の方法	A	市民政策提案手続き ⇒ 市民提案を求める基本事項の公表 パブリック・コメント 18歳以上10人の連名で提案応募 市民説明(意見交換)会 提案に対する対応と結果の公表 ワークショップ・市民討議会 パブリック・インボルブメント 審議会等 以上の外市が適当と認める方法
	11	市民参加の実施	A	適切な時期に1つ以上の方法で実施 複数手続きによる実施の規定 市民以外の専門家意見の収集(必要時) 法令等の規定があればその方法
	12	市民提出意見の取扱い	C	提出意見の検討の責任と施策への反映 提出意見検討過程と検討結果の公表 公表すべき事項と内容 公表する手段と報道メディアの活用 再度のパブコメ実施手続きとその判定者及び市民のクレーム 権利

- 13 市民政策提案手続き B
- 14 パブリック・インホルグメント手 B
- 15 ワークショップ手続き B
- 16 パブリック・コメント手続 A
- 17 市民説明会手続き A
- 18 審議会等手続き A 審議会等の会議の公開性  
委員会等委員選考会の公開性
- 19 市民電子会議手続き(4/10追加)  
地域SNS(ソーシャル・ネット  
ワーキング・サービス)手続き(4/10追加)
- 20 市民参加手続き以外の方法での市民参加の推進  
市民意見の積極的な把握  
市民が自発的に提出した意見の取扱い  
(第12条に準ずる)
- 3 市民参加推進の仕組みや体制
  - 21 市民登録制度 B 私に情報を知らせてくれと登録してもらい、参加機会を確実に  
活かしてもらう制度(和光市も実施している)。大和市、和光市の登録  
何人?
  - 22 市民参加推進市民会議A~C
    - (1) 市民参加推進に関する意見具申(パブコメ回答不服申立て事案審議)
    - \* (2) 市民参加の新方法の調査研究(市民立シンクタンクを設立する)
    - (3) その他必要事項の実施(市民参加の市民意見の聴取と対策)
    - (4) 学識経験者・公募市民・市長が認める者
    - (5) 構成員の選考
  - 23 実施状況、実施予定の公表 C
  - 24 公聴 A~C
  - 25 条例の見直し A~C
  - 26 委任

## 市民参加の方法・仕組み（案）

### I. 行政活動に市民が参加できる仕組み

#### ■審議会検討事項

1. 審議会、委員会等の公募市民の定数は、各審議会等の定員の少なくとも3分の1以上とする。
2. 各種団体の長等が委員に推薦する場合、審議の内容に関係ある団体から選ぶ。
3. 委員主導で審議会等を運営

（「茅ヶ崎市環境基本計画2010」の作成過程で実施した手法を取り入れる）

- ①各審議会等では、市長からの諮問事項等の柱（まとめる項目）を委員間の討議でまとめていく。（事前に担当課でまとめ審議会等に提示しない）
- ②第1次案文をもとに委員は、関係各課と意見交換ならびに調整し、この過程を経て第2次案文を作成。
- ③市長等へ答申

参考：「茅ヶ崎市環境基本計画2010」の作成過程

「茅ヶ崎市環境基本計画2010」は、茅ヶ崎市環境基本計画改定市民会議は、14人の公募市民と1人の学識者で構成。これら委員によって環境基本計画を検討。第1次案文を作成。第1次案文もとの同市民会議の委員は、関係各課と意見交換ならびに調整。この過程を経て第2次案文を作成。この第2次案文を茅ヶ崎市環境審議会に提出。同審議会は、同案を審議し、同審議会として案文を決め、市長に答申した。

4. 答申を受けた課は、答申に沿ってどのように施策を進めるか、速やかにホームページで公開。
5. 答申の内容がどうしても実施できない場合、その旨ホームページで公開。

#### ■パブリックコメント検討事項

1. 募集の視点をはっきりさせる。

広報ちがさき（11月1日号）に、茅ヶ崎市スポーツ振興基本計画（案）スポーツ通して健康なまちがさき、というパブリックコメント募集記事が掲載されていた。そして本文は、「いつでも気軽にスポーツができ、心とからだを健康にできる環境の整備に向けた取り組みを示す『茅ヶ崎市スポーツ振興基本計画』の案がまとまりました。みなさんのご意見をお寄せください」という内容だった。そこで、この例からみて、パブリックコメント募集はつぎのような改善が必要と考える。

茅ヶ崎市スポーツ振興基本計画（案）は、どのようなことが特徴で、どのくらいの予算が必要かなど、振興計画の概要を、広報ちがさきに掲載すること。広報ちがさきでは、字数の制限があり、そんなことはできないなどと行政は言うてはいけない。ただし、コンバックとまとめること。

2. 提出された意見は、どのような基準で採用するか、否かを明確にすること。
3. 結果公表の期日を明示すること。
4. 公表の方法

①結果の概要は広報ちがさきに掲載し、詳細はホームページで公表。広報ちがさきとHPを繋ぐこと。

現在、結果公表はホームページだけになっている。パソコンがないなどの人への配慮が必要。

②修正後と修正前を分かりやすく公表すること。

5. 市民が希望することについてもパブリックコメントの対象にすること。

#### ■意見交換会議

1. パブリックコメントだけでなく重要事項については、市民と行政が意見交換をする会議を開くこ

と。この会議は、行政が説明するだけの会議とは違い、意見交換や議論を通じてより充実した内容となることをめざすものである。

2. 開催は、市民10人以上の要望があれば、行政は意見交換会議をひらかなければならない。
3. 「市民説明会」は、単に行政の施策説明だけでおわる「会」であるならば、市民説明会は開かず、市民と討議して内容を煮詰める意見交換会議を開くこととする。

#### ■市民ワークショップ

1. 市民生活に関係深い課題をで  
まちづくりをはじめ環境、福祉、教育などをテーマに、ワークショップを開き、茅ヶ崎市における市民の重要課題を多くの市民が共有する。
2. 市政運営をワークショップで  
多くの市民が、市民参加や協働などを通して市政運営にも参加できるように、これらの問題についてもワークショップで行う。
3. 市民提案会議の開催  
市民ワークショップで討議した問題（上記1 2）を整理し、行政へ提案する。

#### ■市民アンケート

市民アンケートは、行政の重点施策の実施前に、傾向を把握するため実施するものである。市民の意向を把握するためには市民アンケートだけでは、十分ではない。市民の意向を把握するほかの手法とセットで行うこと。

下記のような内容のアンケートは実施してほしくない。

##### 広報紙（広報ちがさき）についてのアンケート

秘書広報課では、市民のみなさんにとってわかりやすく、読みやすい広報紙を作るためにアンケートを実施しています。みなさんのご意見をお待ちしています。

【期間】平成22年4月23日（金曜日）～5月14日（金曜日）

1. よく見る記事は何ですか
  2. 広報紙をどのように利用していますか
  3. 取り上げて欲しい記事は何ですか
  4. 内容はわかりやすいですか ①わかりやすい ②ふつう ③わかりにくい 「わかりにくい」と回答した方は理由をお書きください。
  5. 情報は見つけやすいですか ①見つけやすい ②ふつう ③見つけにくい 「見つけにくい」と回答した方は理由をお書きください。
  6. 広報紙1号当たりの情報量は ①多い ②ちょうどよい ③少ない
  7. 文字の大きさは適切ですか ①大きい ②ちょうどよい ③小さい
- そのほか、広報紙についてご意見などがありましたらご記入ください。

#### ■「自治基本条例施行から〇〇年を振り返って」という行事は市民参加で

自治基本条例制定記念フォーラム（2010年3月開催）では、パネリストを市民の代表を加えず実施。2011年3月に開催が中止となった「自治基本条例施行から1年を振り返って」では、講演会だけという内容。自治基本条例がこの1年どんな動きをしたか、評価できる点、問題点は何だったかなど、市民の代表を含めパネルディスカッションできると思う。なぜ、講演だけすませるのか。こうした行事の企画は、市民参加で行うこと。

#### ■広報ちがさきの市民編集委員制度の設置

1. 広報ちがさきの1日号の1面と4、5面の企画に市民が参加する。
2. 広報ちがさきは、市民が市政に関する情報を得るのに有力な媒体である。しかし、取り上げる材

料や記事の内容等から市民の目線のものがない。とくに、しっかりした取材のないまま記事となっているケースが少なくありません。(行政が当初たてた事業の企画に若干加筆した記事が目立つ)

3. 市民が市政に関する情報を得るのに有力な媒体とするために、市民編集委員制度を設置し、広報ちがさきを市民に読みやすい広報紙をめざすようにする。

#### ■新年度の事業、予算について市民の意見提案制度

1. 行政は、毎年度の事業、予算を事前にホームページに開示し、市民は毎年度の事業、予算に提案できるようにする。
2. 毎年度の事業、予算に提案を希望する市民は、登録する。登録した市民はこれらの提案できる。
3. 行政は、市民の毎年度の事業、予算に対する提案で、どのような提案を受け入れるか基準をつくる。

#### ■市民自ら政策提案ができる

1. 市民生活にとって必要と考えられることについて、市民自ら政策提案できるようにする。  
これは要望書と違う点  
①市民生活に必要な施策と考え、提案することは、要望でなく市民の権利である。  
②要望書は、行政にお願いするという前提で、要望を採用するか、いなかは行政側にある。切実であっても実現しないケースはある。
2. この政策提案は、市民10人以上の署名を添えて提出する。
3. 政策提案の採用の基準を設ける。

## II. 行政活動に対する市民の評価できる等の仕組み

#### ■市民参加評価会議

この会議は、市民参加が十分できたいなかを、市民の視点から評価する会議。

- ①この会議は、学識者2人と市民(公募)5人で構成し、年3回以上開催しなければならない。
- ②この会議では、茅ヶ崎市において市民参加制度となっている制度等を評価する。制度の運用が十分でないものについては、改善の勧告をする。

茅ヶ崎市行政活動への市民参加条例(市民案0)

市民参加条例  
 茅ヶ崎市(WS事務局提示項建て案)  
 3/21WS 資料 5-2

章 条	名称	項
1	基本的事項	
1	1 目的	別紙
2	2 定義	市民 市の機関 市民参加(市民参画) 市の施策の企画立案(P)、実施(D)、評価(C)、改善(A)の各過程に市民が主体的にかかわり、行動すること(P=PLAN D=DO C=CHECK A=ACTION) 協働
3	3 基本原則	平等な参加機会の保障 市民と行政の役割の理解と尊重 (パートナーシップ) 市民と市の情報共有 多様な価値観の公平性
4	4 市民の役割と責務	市政への関心を高め、自主的・自発的に市民参加する 自らの発言と行動に責任を持って市民参加する 市民は個人の利益を図るよりも全体の公共的利益を考慮する
5	5 行政の役割と責務	市民参加の機会を積極的に設ける 市民に対し説明責任を果たす 市民の意向(ニーズ)を的確に把握し市の施策に反映する
6	6 議会の役割と責務	市民との協働による政策提案を積極的に進める 議会活動への市民参加を促進し市民に開かれた議会を運営する
7	7 制度の改善	随時の見直し
2	市民参加の方法と仕組み	
8	8 市民参加の対象	基本計画・基本構想 市民に課す義務・権利の変更 基本方針的条例制定 市民生活への重大影響事案 重要施設の建設・計画 以上の外市が適当と認める方法 重要条例の制定改廃 対象外事項の対象事項可の扱い
9	9 市民参加の時期	適切な時期に1つ以上の方法で実施 複数手続きによる実施の規定
10	10 市民参加の方法	市民政策提案手続き ⇒ 市民提案を求める基本事項の公表 パブリック・コメント 18歳以上10人の連名による提案応募 市民説明(意見交換)会 提案に対する対応と結果の公表 ワークショップ・市民討議会 パブリック・インボルブメント 審議会等 以上の外市が適当と認める方法
11	11 市民参加の実施	適切な時期に1つ以上の方法で実施 複数手続きによる実施の規定 市民以外の専門家意見の収集(必要時) 法令等の規定があればその方法
12	12 市民提出意見の取扱い	提出意見の検討の責任と施策への反映 提出意見検討過程と検討結果の公表 公表すべき事項と内容 公表する手段と報道メディアの活用
13	13 市民政策提案手続き	
14	14 パブリック・インボルブメント手続き	



- 15 ワークショップ手続き
- 16 パブリック・コメント手続き
- 17 市民説明会手続き
- 18 審議会等手続き
- 19 市民参加手続き以外の方法での市民参加の推進  
市民意見の積極的な把握  
市民が自発的に提出した意見の取扱い  
(第12条に準ずる)
- 3 市民参加推進の仕組みや体制
  - 20 市民参加推進に関する市民会議
    - (1) 市民参加推進に関する意見具申(パブコム回答不服申立て等審査)
    - \*(2) 市民参加の新方法の調査研究(市民立シンクタンクを設立する)
    - (3) その他必要事項の実施
    - (4) 学識経験者・公募市民・市長が認める者
    - (5) 構成員の選考
  - 21 実施状況、実施予定の公表
  - 22 公聴
  - 23 条例の見直し
  - 24 委任

#### 茅ヶ崎市市民参加条例の制定目的（案）

茅ヶ崎市の自治は茅ヶ崎市自治基本条例の下で、主権者である市民（以下市民）の意思と責任に基づいて推進されます。市民は行政と情報を共有し、自治を推進する行政活動のプロセス【施策の企画立案(P)・実施(D)・評価(C)・改善(A)】に等しく参加でき、市民が持つ知識・経験・感性等をまちづくりに活かし、安心して暮らせるまちの姿を行政と共に考え、その実現に向けて協働する地域社会の創出に寄与することを目的とします。（基本条例パンフ P2, P4, P6 参照）

市民参加条例は、これを定めることを義務づけた茅ヶ崎市の自治の憲法ともいうべき「茅ヶ崎市自治基本条例」の直接の命令で制定する憲法付属法典と法律学的に解釈され（注1）、市政の運営を委ねる際の市政執行機関に対する主権者（市民）からの条件書（命令書）と位置付けられます。

（注1）名城大学 昇 秀樹 教授（愛知県安城市「市民参加条例と協働に関する指針策定審議会 講演議事録 平成22年9月14日開催」）

先達各市の「市民参加条例の目的」記載例  
(出典：各市のホームページからの原文の引用による)

1 石狩市 (2001/09制定) (前文なし)

第1条 目的

この条例は、地域の自主性に根ざした自主的かつ総合的なまちづくりを進めることが今後の本旨にとって極めて重要であるという認識に基づき、行政活動への市民参加を進めるために必要な事項を定めることにより、自治の主体である市民が持つ知識、経験、感性等をまちづくりに活かし、もって市民と市がよりよいまちの姿をともに考え、その実現に向けて協働するような地域社会の形成に寄与することを目的とする。

2 鹿児島市 (2003/03制定)

鹿児島市民は、美しい自然と豊かな歴史、そして薫り高い文化が育んだ、わがまち鹿児島市に誇りと愛着を抱き、市勢の限りない発展のため、進んで市政に参画することを希求しています。

地方自治の目指すものは、住民自治を基本にして住民参加のもと、住民の意思が反映される行政を行うことでもあります。

鹿児島市はこのことを踏まえ、市政に関する情報をすすんで公開して、市民と共有することにより、さらに開かれた市政を行い、市政に対する市民の関心と意欲を高め、市民と協働するまちづくりを推進します。ここに、市民参画の基本的な理念を明確にし、市政に対する市民の参画をさらに推進するためこの条例を制定します。(前文)

第1条 目的

この条例は、本市における市民参画の基本的な事項を定めることにより、市政への市民参画の推進を図り、もって市民と市の協働によるまちづくりを進めることを目的とする。

3 和光市 (2003/10制定) (まちづくり市民会議が条例素案を起案した)

私たち市民は、和光市がより住みやすいまちになることを望んでいます。市民生活をより豊かで快適なものとしていくためには、より多くの市民が市政にかかわり、市政を更に発展させていくことが必要です。

市民は地方自治の主役であり、市政に参加する権利があります。市民も責任と自覚をもって積極的に市政に参加して、市民の持つ知識・経験・創造性を反映させていくことが大切です。そのためには、市政についての情報や活動内容を市民がいつでも簡単に知ることができ、市民がどのように市政に参加できるかを決めておくことが必要です。また、市民と市の機関と市の議会がお互いの立場を理解し、尊重し、協力することも欠かせません。これからのより住みよいまちを目指して、市民が市政に参加するための基本的な取り決めをまとめた市民参加条例をここに作りします。(前文)

第1条 目的

この条例は、市民が市の機関及び市の議会と情報を共有しつつ、市政に参加するための基本的な事項を定めることにより、協働による自治を推進し、住みよいまちをつくることを目的とします。

3 安城市 (2010/10制定) (市民参加条例と協働に関する指針を考える市民会議が条例素案を起案)  
(前文なし)

第1条 目的

この条例は、市民参加の基本的な事項を定めることにより、市民参加を推進し、もって市民が主役の自治の実現に寄与することを目的とする。

以上